香川県浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第49号

香川県浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則の一部を改正する規則 香川県浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則(昭和60年香川県規則第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(浄化槽工事業者登録簿の閲覧)	(浄化槽工事業者登録簿の閲覧)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 知事は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他特別の理由により、臨時に閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。	3 知事は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他特別の理由により、臨時に閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。
4・5 略	4・5 略

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。